

2. 維持管理計画書

1) 廃棄物の搬入管理

- (1) 搬入された廃棄物は、重量を台貫により測定し、目視により性状を確認する。
- (2) 動物性固形不要物に関しては、保管せず直接投入する。
- (3) 汚泥に関しては、分析後搬入とする。

2) 処理施設の運転管理及び構造上の基準

- (1) 廃棄物を処理施設へ投入の際、計量を行う。
- (2) 処理施設において異常事態が発生した場合には、直ちに運転を停止し、周辺環境の保全に必要な措置を講じる。
- (3) 施設は運転開始前に日常点検を実施し、法令で定められる定期的な機能検査を行い、その結果を3年間保存する。
- (4) 廃棄物の飛散・流出・悪臭の飛散及び外注の発生を防ぐ為に、各施設は建屋内設備とし、床については不浸水性の材料を使用する。
- (5) 作業終了後は、清掃を行い、必要に応じて薬剤の散布を実施する。
- (6) 焼却炉施設については、以下の通り実施する。

(6-1) 構造上の配慮

- ① 燃焼室が外気と遮断された状態（廃棄物を定量、連続的に供給できる装置）がある。
- ② 炉の出口温度を 850℃以上に保てる。（2 秒以上の滞留が出来る構造である）
- ③ 燃焼室へ必要量の空気を安定供給でき、かつ助燃バーナーを有している。
- ④ 燃焼ガス温度、HCL、O₂、CO、集じん機流入ガス温度など連続して記録（測定）できる。
- ⑤ 反応集じん機を有し、反応器の入り口温度を 200℃以下に保てる。（通常 180℃前後）
- ⑥ はいじんを焼却灰と分離して排出できる。
- ⑦ ばいじんを貯留するサイロを有し、かつばいじんを適正処理する施設がある。
- ⑧ ばいじん及び焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備を有する。

(6-2) 運転管理に関する事項

- ① 搬入廃棄物は、分別・選別を行い、不適合物を除外している。
 - ② 搬入廃棄物のピット内で、混合均一化している。
 - ③ 焼却温度を 850℃以上に保ち、灰の熱灼減量を 10%以下にしている。
 - ④ 排ガス中の CO 濃度を 50ppm 以下の管理基準を定め管理している。
 - ⑤ 発生ガス処理施設（廃熱ボイラー、集じん機等）に堆積したばいじんは、各休
炉毎（おおむね 35 日毎）に除去、清掃を実施している。
 - ⑥ 24 時間連続運転で毎回 35 日間前後の連続運転を行っている。
- (7) 廃プラスチック類の破碎施設について建屋内構造とし、作業時は扉を閉め粉塵の飛散を防止する。
- (8) コンクリート固型化施設では、ばいじん、焼却灰等、セメント又は薬剤及び水を均一に混合する混練機を使用し、養生施設にて十分養生を行う。
- (9) 施設の煙突から排出されるガスは、反応集じん機等により基準値以下に浄化した後排出する。
- (10) 圧縮施設は、建屋内構造とし騒音対策をとり、床については堅牢なコンクリートを使用し、振動を抑える。